十四項第二号」を「第三十九条の四十二第十五項第二号」に改め、同号ロ(3)中「第三十九条の四十二第十四項第三号」を「第三十九条の四十二第十五項第三号」に改め、同項第五号中「第六十八条の十五の二第一項第七号」を「第六十八条の十五第一項第七号」に改め、同号イ中「第六十八条の十五第一項後段」を「第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ中「が法第六十八条の十五の二第一項後段」を「が法第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ(1)中「第六十八条の十五の二第一項後段」を「第六十八条の十五第一項後段」に改め、同項第六号中「第六十八条の十五の二第一項第八号」を「第六十八条の十五第一項第八号」に、「第三十九条の四十四第四項各号」を「前条第四項各号」に改め、同号イ中「第六十八条の十五の二第一項後段」を「第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ中「が法第六十八条の十五の二第一項後段」を「が法第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ(1)中「第三十九条の四十四第四項第一号」を「前条第四項第一号」に、「第六十八条の十五の二第一項後段」を「第六十八条の十五第一項後段」に改め、同号ロ(2)中「第三十九条の四十四第四項第二号」を「前条第四項第二号」に改め、同項第七号を削り、同条を第三十九条の四十五とする。

第三十九条の四十六第二項中「回収設備その他の財務省令で定める」を「回収の用に供される」に改め、同条第三項中「次の各号に」を「次に」に改める。

第三十九条の四十八第二項を削り、同条第一項中「第六十八条の十九第一項の表の第一号の第一欄」を「第六十八条の十九第一項」に、「第二十八条の四第二項各号」を「第二十八条の四第二項各号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の十九第一項に規定する地震防災のための対策を早急に講ずる必要があるものとして政令で定めるものは、連結親法人又はその連結子法人で大規模地震対策特別措置法施行令第四条各号に掲げる施設又は事業の管理又は運営を行うものとする。

第三十九条の五十二　削除

第三十九条の五十三第一項中「第二十八条の八の二第一項」を「第二十八条の八第一項」に改める。

第三十九条の六十第三項、第六項及び第七項中「第五号」を「第四号」に改め、同条第八項中「従業員」の下に「の数」を加え、「第四十三条第一項」を「第四十三条第三項」に改め、「短時間労働者（」の下に「以下この項及び」を加え、「を除く。）の総数」を「にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数」に改め、同条第九項中「第四号」を「第三号及び第五号」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　法第六十八条の三十一第三項第三号に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者

第三十九条の六十一第一項第五号イ中「障害者数（」を削り、「第七十二条の二」を「第六十九条」に、「数をいう」を「数（短時間労働者（同法第四十三条第三項に規定する短時間労働者をいう。以下この号において同じ。）にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数」に、「同じ。）が」を「障害者数」という。）が」に改め、同号ロ中「労働者の総数」を「労働者の数（短時間労働者にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）を合計した数」に改め、同号ハ中「労働者の数」の下に「（短時間労働者にあつては、当該短時間労働者の数に財務省令で定める割合を乗じて得た数）」を加え、同条第四項第一号中「合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）でその合併等（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立（以下この項及び次項において「事後設立」という。）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を適用年度において行つたもの（第三号及び第四号に掲げるものを除く。）」を「適用年度において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配（次号及び第八項において「現物分配」という。）をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該適用年度開始の日の前日から当該適用年度終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。以下この号において同じ。）に係る合併法人等（合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被現物分配法人をいう。以下この号及び次号において同じ。）で第三号及び第四号に掲げるもの以外のもの」に改め、同号ロ中「事後設立法人」を「現物分配法人」に、「次号」を「次号ロ」に改め、「合併等の日」の下に「（当該合併等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日）」を加え、同項第二号中「合併法人等でその合併等を前連結事業年度等において行つたもの」を「前連結事業年度等において行われた合併等（合併、分割、現物出資又は現物分配をいい、現物分配が残余財産の全部の分配である場合には当該前連結事業年度等の開始の日の前日から当該前連結事業年度等の終了の日の前日までの期間内においてその残余財産が確定したものに限る。以下この号において同じ。）に係る合併法人等」に改め、同号ロ中「被事後設立法人」を「被現物分配法人」に、「当該分割」を「その分割」に、「又は事後設立の日」を「又は現物分配の日（現物分配が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日。次項において「分割等の日」という。）」に改め、同項第四号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は適用年度において設立した被事後設立法人（当該適用年度において事後設立により資産又は負債の移転を受けたものに限る。以下この号において同じ。）」を削り、「分割等（分割、現物出資又は事後設立をいう。以下この号において同じ。）に係る分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。ロにおいて同じ。）」を「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」に、「分割等の直前」を「分割又は現物出資の直前」に、「分割等の日（事後設立にあつては、当該事後設立に係る被事後設立法人の設立の日）の前日」及び「分割等の日の前日」を「分割又は現物出資の日の前日」に、「分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいう。イにおいて同じ。）」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、「（被事後設立法人にあつては、当該合計額に当該事後設立の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額）」を削り、同号イ中「分割承継法人等」を「分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同号ロ中「分割承継法人等」を「分割又は現物出資に係る分割法人又は現物出資法人」に改め、同条第五項中「合併等」の下に「（前項第一号若しくは第二号に規定する合併等又は同項第三号の合併をいう。）」を加え、「分社型分割、現物出資又は事後設立の日（前項第四号の規定の適用を受ける場合における事後設立にあつては、被事後設立法人の設立の日。以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に、「又は事後設立法人」を「又は現物分配法人」に改め、同条第六項中「、現物出資法人」を「又は現物出資法人」に、「、現物出資又は適格事後設立」を「又は現物出資」に改め、「（分割型分割にあつては、当該分割型分割の日の前日）」及び「（分割型分割に係る分割法人にあつては、当該分割型分割の日の前日）」を削り、同項第一号イ中「分割等を行つた」を「行われた分割等に係る」に改め、同号ロ中「分割等を行つた」を「行われた分割等に係る」に、「分割型分割に係る分割法人を除く。）」を削り、同項第二号イ中「分割等が行われた」を「行われた分割等に係る」に、「次号に掲げる法人」を「次号に掲げる分割承継法人等」に改め、同号ロ中「分割等が行われた」を「行われた分割等に係る」に改め、同項第三号中「分割若しくは現物出資」を「分割等」に、「分割承継法人若しくは被現物出資法人又は適用年度において設立された被事後設立法人（当該適用年度において適格事後設立により資産又は負債の移転を受けたものに限る。）」を「分割承継法人等」に改め、「（適格事後設立にあつては、当該合計額に当該適格事後設立に係る被事後設立法人の設立の日）」及び「（被事後設立法人にあつては、当該適格事後設立の日から当該適用年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該適用年度の月数で除して計算した金額）」を削り、同条第七項中「分社型分割、現物出資又は適格事後設立の日（前項第三号の規定の適用を受ける同号に規定する被事後設立法人にあつては、被事後設立法人の設立の日。以下この項において「分割等の日」という。）」を「分割等の日」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。